

～事業所の皆様へ～

「サブスク・定額制訓練」と

「人材開発支援助成金」を活用して 社員研修をより充実させませんか？

これからの時期、企業では新入社員の入社や「管理職」「営業職」など新しい部署・業務への異動など、新たな環境で社員が新たな実力を発揮する季節になります。

その人材育成のためには研修が不可欠です。

しかし、「全員の研修時間が合わない」「社内講師がいない」「集合会場がない」などの悩みを抱えている企業は少なくありません。

そのような場合に活用できるのが、

- ・「定額の月額利用料」で、
- ・「様々な講座の中から受きたい講座」を選んで
- ・「e-ラーニングで受講」する



「定額制受け放題研修サービス」の『サブスクリプション型訓練』です。

厚生労働省では、「人材開発支援助成金（人への投資促進コース）」の中の「定額制訓練」メニューにより、「サブスクリプション型訓練（定額制訓練）」を実施し、「人への投資」を行う事業所を支援しています。

◆「定額制訓練」を受講し、 人材開発支援助成金を活用した事業所の声 ◆

「新入社員」対象に「ビジネス知識・PCスキル」講座を利用しています。社内講師を選定・準備する手間も省け、また社外講師からの講義は、新しい気概を社内に注いでくれました。（機械部品製造会社）

「営業職」全員に「営業力向上」講座を利用しました。すき間時間に受講でき、また、オンラインでの他社交流研修で刺激を受けられました。（不動産会社）

「全従業員」に「接客技術」、「店舗運営」の講座を受けさせてます。シフト勤務なのですが、時間を気にせず、全従業員がオンラインで計画的に学習できました。（飲食店）

「管理職」に「マネジメント」・「経営」講座を受講してもらった。勤務地が離れていても、オンラインで集合場所・時間を気にせず受講でき、また、定額制なので、コスト管理面も楽になった。（食品製造会社）

「人材開発支援助成金（人への投資促進コース）」とは？（裏面に続く）

◆ 「人材開発支援助成金（人への投資促進コース）」
「定額制訓練」への支給について◆

【助成率・助成額】

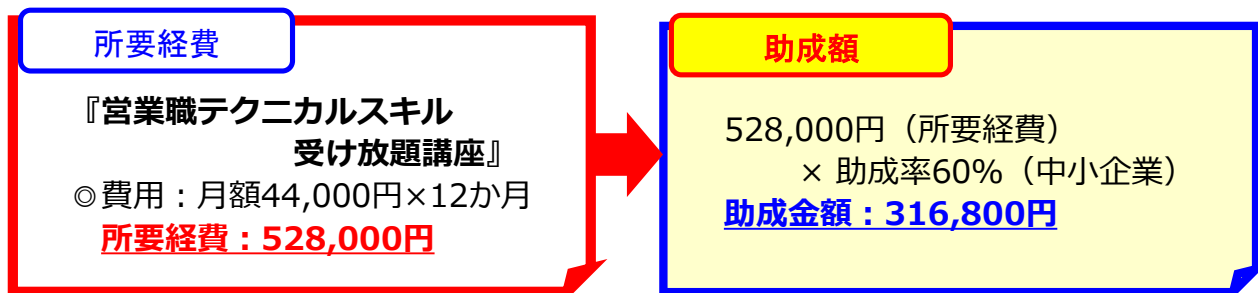
経費助成率	中小企業 60% (+15%) 大企業 45% (+15%)	※賃金助成はありません。
助成額 (限度額)	()内は生産性の向上が認められた場合に加算	
	定額制訓練は、受講者1人当たりの限度額は設定していません。 人への投資促進コースとして、 1年度当たり2500万円 が上限です。	

※このリーフレットは、抜粋した内容となっています。
支給要件などの詳細は、**厚生労働省HPの「人材開発支援助成金（人への投資促進コース）」のページ**に掲載されている
パンフレット「人材開発支援助成金（人への投資促進コース）のご案内（詳細版）」をご覧ください。
なお、右のコードから参照できますので、ご活用ください。



◆ 支給の具体例 ◆

入社5年目以降の営業社員30名に、「営業知識」・「PCスキル」
・「ITスキル」などの「受け放題の訓練」を1年間通じて受講。



～ 「定額制訓練」と「人材開発支援助成金」を利用した
人材育成計画で、企業の活性化を図りませんか？

ぜひご活用ください！～

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは下記までお問い合わせください。
お問い合わせ先 石川労働局職業安定部職業対策課 (Tel.076-265-4428)
受付時間 8:30～17:15 土・日・祝日・年末年始休み

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html